

石川県公報

令和4年3月18日(金曜日)

号 外

(第25号)

目 次

規 則	
○石川県リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則 (厚生政策課) 1	○道路使用許可申請手数料等の徴収に関する規則を廃止する規則 (警察本部) 3
○石川トライアルセンター条例施行規則及び石川県工業試験場等の手数料に関する規則の一部を改正する規則 (産業政策課) 1	

規 則

石川県リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月十八日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十一号

石川県リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則

石川県リハビリテーションセンター条例施行規則(平成六年石川県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。
第四条第二項第一号中「日曜日」の下に「及び土曜日(毎月の第二及び第四土曜日を除く。)」を加える。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

石川トライアルセンター条例施行規則及び石川県工業試験場等の手数料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月十八日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十二号

石川トライアルセンター条例施行規則及び石川県工業試験場等の手数料に関する規則の一部を改正する規則(石川トライアルセンター条例施行規則の一部改正)

第一条 石川トライアルセンター条例施行規則(平成二年石川県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別表二十六の項中「雷サージ許容度試験機」を「雷サージ試験器」に、「五三〇円」を「九九〇円」に改め、同表中四十八の項を削り、四十九の項を四十八の項とし、五十の項から五十六の項までを一項ずつ繰り上げる。

(石川県工業試験場等の手数料に関する規則の一部改正)

第二条 石川県工業試験場等の手数料に関する規則(平成十二年石川県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表一の表(1)の項に次のように加える。

グロー放電発光分析試験	1 試料	7,030円
-------------	------	--------

別表一の表(5)の項中

実物強度試験	簡単なもの	1 試料	2,750円
	複雑なもの	1 試料	7,170円

を

実物強度試験	簡単なもの	1 試料	4,040円	に改める。
	複雑なもの	1 試料	8,530円	

別表2の表(1)の項中 「保温性試験」

1 試料	1,320円	を
------	--------	---

保温性試験	1 試料	1,560円	に
-------	------	--------	---

風合い測定試験	1 試料	5,960円	を
力学特性測定	1 項目	1,420円	

風合い測定試験	1 試料	6,100円	に改める。
力学特性測定	1 項目	1,450円	

別表3の表(3)の項中

食品の分析試験	粗たんぱく等	1 試料	3,960円	を
	水分、塩分等	1 試料	1,590円	
	灰分、酸度等	1 試料	2,430円	
	全糖、粗脂肪	1 成分	3,960円	
	粗繊維	1 試料	4,410円	

食品の分析試験	粗たんぱく等	1 試料	3,960円	に改める。
	水分、塩分等	1 試料	1,590円	
	灰分、酸度等	1 試料	2,430円	
	全糖、粗脂肪	1 成分	3,960円	

別表5の表(1)の項を次のように改める。

(1) 耐火度試験	1 試料	3,960円
-----------	------	--------

別表6の表(4)の項を削る。

別表13の表(1)の項に次のように加える。

実物強度試験機	1 時間	3,520円
非接触ひずみ測定器	1 時間	1,820円
グロー放電発光分析装置	1 時間	5,560円

別表13の表(2)の項中

プリント基板CAD/CAEシステム	1 時間	900円	を
FPGA作製システム	1 時間	750円	

プリント基板CAD/CAEシステム	1 時間	900円	に
-------------------	------	------	---

パルスカウンタ	1 時間	530円	を
マイクロパターンニングシステム	1 時間	6,240円	

パルスカウンタ	1 時間	530円	に改め、同表(3)
---------	------	------	-----------

の項に次のように加える。

風合い評価システム (触感測定部)	1 機種 1 時間	920円
風合い評価システム (温冷感測定部)	1 時間	900円

別表13の表(4)の項に次のように加える。

超高温電気炉	1 時間	740円
恒温水槽	1 時間	300円

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

道路使用許可申請手数料等の徴収に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和四年三月十八日

石川 県 知 事 谷 本 正 憲

石川 県 規 則 第 十 三 号

道路使用許可申請手数料等の徴収に関する規則を廃止する規則

道路使用許可申請手数料等の徴収に関する規則(令和三年石川県規則第七号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前にした申請に係る石川県警察関係手数料条例(平成十二年石川県条例第二十七号)別表七の項8及び9に規定する手数料の徴収については、なお従前の例による。

